823
51
22

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

一月廿日 ○○○

お預かりの事

〃　一昨酉年御借用の村田宗左衛門
　　儀今般御勘定所へ御召出しに
　　相成候ニ付御借用金御返済の事

一二月十六日

〃　今般公儀御用ニ付
　　御借上仰せ付られの事

〃　四歳御役料の内
　　御借上仰せ付られの事

一同十六日

〃　御民吟味役
　　御勘定吟味役
　　御普請奉行
　　御勘定奉行
　　御作事奉行
　　御勘定吟味役
　　御普請奉行
　　御作事奉行
　　御勘定奉行
　　御小普請

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

〃義利渡之儀ニ付
之事
一四月晦
〃当年之作毛之儀ニ付
願書差出之事
一六月朔
〃義利渡之儀ニ付
一同断
〃二廻御年貢之儀ニ付
御触之事
一同断
〃当年御収納之儀ニ付
一同十日
〃南年御年貢之儀ニ付
永代売買之事
一同十二日

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

〃一通屋敷絵図之事
一六月十日
〃物之事
〃一通屋敷絵図之事
一同十日
〃一通屋敷絵図之事
一六月朔日

〃御家書付之事
一同二日
〃一通屋敷絵図之事
〃一通屋敷絵図之事
〃一通屋敷絵図之事
〃一通屋敷絵図之事
一同二日

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

〃 御免之儀ニ付 於会
多勢之事ニ付 御届
一六月十
〃 中山様御用ニ付 御届
少給私之儀ニ付
一同廿
〃 西丸御徒ニ 御
中途之事

〃 松平周防守様御用ニ付
御届
一同廿二
〃 一橋御家来ニ 御
一同十八
〃 私儀氏ノ 掛合ニ付
一同十四
〃 一橋御家来ニ 御
事

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

一六月廿三日
〃 芝三光院ニ於テ信玄ノ法事
〃 肅井ヲ病ヲ護井ヲ
〃 西郊ヘ行ヲ
〃 藤中将ヲ祝ヲ

一四月廿日
〃 ヲ養ヲ
〃 和田ヲ
一七月二日
〃 西原ヲ
一同月
一同廿日

〃御家騒動の義ニ付事
一同十二日
〃古銀之義ニ付諸方へ触之事
〃還俗願之義ニ付触之事
〃還俗願之内長崎ニ而事
一同十四日
〃還俗願之義ニ付事
一同十七日
〃還俗願之義ニ付事
一同廿日
〃還俗願之義ニ付触之事
一同廿一日
〃諸侯之御何ニ而御暇之事
一同廿五日
〃還俗願之義ニ付事
一七月十二日
〃公家衆之外諸国之高僧
国主之御子ニ而剃髪之

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

〃一廻座ゟ
一八月十日
〃書下ニ而御届
之事
一同十日
一別紙之通
ゟ指出
一同十日
一書下ニ而
〃御届
一同十日
一書下ニ而
〃御届
一同十日

〃 通船之儀ニ付
一八月十八日
〃 米つき之儀ニ付
一同十四日
〃 米つき賃銀之儀ニ付
一同十日
〃 通船之儀ニ付

一同十二日
〃 通船之儀ニ付
一同十日
〃 米つき賃銀之儀ニ付
一同十

〃 御用之事
御書之儀御取次
一 御下之事
〃 御通御文之儀
〃 御書御用之儀御取次
一 御下之事
〃 御通御文之儀御取次
一 御下之事

一二月廿
〃 [illegible]
一同十八
〃 [illegible]
一同廿
〃 [illegible]
一同廿
〃 [illegible]
一同廿二
〃 [illegible]
一同廿
〃 [illegible]
一同廿
〃 [illegible]
一同廿

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

〃 [illegible]
[illegible]
一壱人 [illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
一同断
〃 [illegible]
一同人
〃 [illegible]
[illegible]
一同断
〃 [illegible]
[illegible]
一同人
〃 [illegible]
[illegible]
一同断
〃 [illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

一三之月十四日
〃 [illegible]
[illegible]
一同十二日
〃 [illegible]
[illegible]
一十四日
〃 [illegible]
[illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
[illegible]
一同廿日
〃 [illegible]
[illegible]
一同廿日
[illegible]
一同廿日

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

一十月十二日
〃 [illegible]
〃 [illegible]
一同十三日
〃 [illegible]
〃 [illegible]
一十一月七日

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

〃 [illegible]
一 十二月 [illegible]
〃 [illegible]
一 同 [illegible]
〃 [illegible]
一 同 [illegible]
〃 [illegible]
一 同 [illegible]
〃 [illegible]
一 同 [illegible]
〃 [illegible]
〃 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

揚候ニ付
一三月十日
〃 別紙之通申渡候ニ付
右之通書面ヲ以申渡候事
一同十一日
〃 豊年祭ニ付
一同十六日
〃 九州之内書面之通申渡候事
一同廿日
〃 二月廿日之通申渡候ニ付
右之通書面ヲ以申渡候事
一同十二日
〃 西洋人書面ヲ以申渡候ニ付
右之通書面ヲ以申渡候事
一同十三日
〃 西洋人書面ヲ以申渡候ニ付
右之通書面ヲ以申渡候事

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

一三月十七日
〃
〃
〃
一同十八日
一同十九日
〃
〃
〃
一同廿日
〃

一日和尚
〃 二日
〃 今法苑寺和尚事
一日二日
〃 大徳綱維事
中清事
〃 行使所事
等事

一日同
〃 行使事
仏殿事
〃 衆寮事
一日
〃 堂主
〃 今年仏殿
〃 今年両堂
〃 両堂
〃 衆寮中清事

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

〃 [illegible]
[illegible]
一同十七日
〃 [illegible]
一同十八日
〃 [illegible]
一同十九日
〃 [illegible]
一同廿日
〃 [illegible]
一同廿一日
〃 [illegible]
一同廿二日
〃 [illegible]
一同廿三日
〃 [illegible]
一同廿四日
〃 [illegible]
一同廿五日
〃 [illegible]
一同廿六日
〃 [illegible]
一同廿七日
〃 [illegible]
一同廿八日
〃 [illegible]
一同廿九日
〃 [illegible]
一同晦日
〃 [illegible]
一同朔日
〃 [illegible]
一同二日
〃 [illegible]
一同三日
〃 [illegible]
一同四日
〃 [illegible]
一同五日
〃 [illegible]
一同六日
〃 [illegible]
一同七日
〃 [illegible]
一同八日
〃 [illegible]
一同九日
〃 [illegible]
一同十日
〃 [illegible]
一同十一日
〃 [illegible]
一同十二日
〃 [illegible]
一同十三日
〃 [illegible]
一同十四日
〃 [illegible]
一同十五日
〃 [illegible]
一同十六日
〃 [illegible]
一同十七日
〃 [illegible]
一同十八日
〃 [illegible]
一同十九日
〃 [illegible]
一同廿日
〃 [illegible]
一同廿一日
〃 [illegible]
一同廿二日
〃 [illegible]
一同廿三日
〃 [illegible]
一同廿四日
〃 [illegible]
一同廿五日
〃 [illegible]
一同廿六日
〃 [illegible]
一同廿七日
〃 [illegible]
一同廿八日
〃 [illegible]
一同廿九日
〃 [illegible]
一同晦日
〃 [illegible]
一同朔日
〃 [illegible]
一同二日
〃 [illegible]
一同三日
〃 [illegible]
一同四日
〃 [illegible]
一同五日
〃 [illegible]
一同六日
〃 [illegible]
一同七日
〃 [illegible]
一同八日
〃 [illegible]
一同九日
〃 [illegible]
一同十日
〃 [illegible]
一同十一日
〃 [illegible]
一同十二日
〃 [illegible]
一同十三日
〃 [illegible]
一同十四日
〃 [illegible]
一同十五日
〃 [illegible]
一同十六日

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

〃 [illegible]
〃 [illegible]
〃 [illegible]
〃 [illegible]
一二月廿日
〃 [illegible]
一二月廿日

〃 [illegible]
一同廿日
〃 [illegible]
筆

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

一二月十日
〃
一同十日
〃
一同十二日
〃
一同十三日
〃
一同十四日
〃
一同十五日
〃
一同十六日
〃
一同十七日
〃

一三月廿
〃
一同廿七
〃
〃
一同廿
〃
〃
一同廿
〃
〃
一同廿
〃
〃

一二月十九日

〃

〃

〃

一二月廿日

〃

〃

〃

一三月十二日
〃 御二成方ニ御座候
今日御書見
初而御目見
遠方事
一同十四日
〃 御書御座候
一同十五日

〃 猶御後段御座候
〃 右同断御書
物事
〃 御書面
御書
芳翰
一同十七日
〃 御書御座候事

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

一同十日
一同廿日
一同廿一日
一同廿二日
一同廿三日
一同廿四日
一同廿五日
一同廿六日
一同廿七日
一同廿八日
一同廿九日
一同晦日
一同朔日
一同二日
一同三日
一同四日
一同五日
一同六日
一同七日
一同八日
一同九日
一同十日
一同十一日
一同十二日
一同十三日
一同十四日
一同十五日
一同十六日
一同十七日
一同十八日
一同十九

一月十日
〃 高須民部方ニ而
〃 二通屋吉兵衛ニ而
一月廿日
〃 二通屋吉兵衛ニ而
一月廿二日

〃 二通屋吉兵衛ニ而
一月廿五日
〃 和屋民部ニ而
一月廿七日
〃 松屋文右衛門ニ而
〃 八百屋久兵衛ニ而
一月廿七日

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

〃 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
一 同 〃
〃 [illegible]
[illegible]
[illegible]
一 同 〃
〃 [illegible]
一 同 〃
〃 [illegible]
一 同 十 二 日
〃 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

一十月廿日
〃一通廻文差紙之事
一同廿日
〃廿日別事中村
一同十一日
〃差紙廻達差紙之事
〃廿五日差紙之事
差紙之事

一同十四日
〃別紙廻達差紙之事
〃金子御達中金子之事
一同廿日
〃書状御達中書状之事
小川平次郎御差紙之事
一同廿二日
〃二通廻文差紙之事

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

一十月十日
〃 刻限ニ付退出
一十一月廿日
〃 御用ニ付退出
一十二月廿日
〃 御用ニ付退出
一同廿日
〃 刻限ニ付退出
一同廿日
〃 御用ニ付退出
一十六月朔日
〃 御用ニ付退出
一同二日
〃 御用ニ付退出

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

〃 村岡雪之助殿より到来
　　鮭壱尾
〃 掛目弐百目ニ付代弐分
一六月廿日
〃 雪之丞殿より到来
一六月十日
〃 角倉与一殿より
　　当年角切壱本
一日付
〃 御奉行所御役人中より
　　御祝儀
〃 古我孫太郎殿より
　　御祝儀
〃 京都町中より
　　御祝儀
〃 大坂ニ而○角倉
　　当年角切壱本
一日付
〃 御奉行所御役人中より
　　御祝儀
〃 古我孫太郎殿より
　　御祝儀
〃 京都町中より
　　御祝儀

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

一六月十日
〃書状到来ニ付為御礼
一十日十六日
〃御見舞之為御使
一御家内中様御揃御機嫌
一七月十日
〃御祝儀之為御使

一十日十六日
〃為御使
一七月十日
〃為御使
一十日十六日
〃為御使
一七月十日
〃為御使

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

一八月十日
〃
一八月廿日
〃
一八月廿二日
〃
一八月廿三日
〃
一八月廿四日
〃
一八月廿五日
〃
一八月廿六日
〃
一八月廿七日
〃
一八月廿八日
〃
一八月廿九日
〃
一八月晦日
〃
一九月朔日
〃
一九月二日
〃
一九月三日
〃
一九月四日
〃
一九月五日
〃
一九月六日
〃
一九月七日
〃
一九月八日
〃
一九月九日
〃
一九月十日
〃
一九月十一日
〃
一九月十二日
〃
一九月十三日
〃
一九月十四日
〃
一九月十五日
〃
一九月十六日
〃
一九月十七日
〃
一九月十八日
〃
一九月十九日
〃
一九月廿日
〃
一九月廿一日
〃
一九月廿二日
〃
一九月廿三日
〃
一九月廿四日
〃
一九月廿五日
〃
一九月廿六日
〃
一九月廿七日
〃
一九月廿八日
〃
一九月廿九日
〃
一九月晦日
〃
一十月朔日
〃
一十月二日
〃
一十月三日
〃
一十月四日
〃
一十月五日
〃
一十月六日
〃
一十月七日
〃
一十月八日
〃
一十月九日
〃
一十月十日
〃
一十月十一日
〃
一十月十二日
〃
一十月十三日
〃
一十月十四日
〃
一十月十五日
〃
一十月十六日
〃
一十月十七日
〃
一十月十八日
〃
一十月十九日
〃
一十月廿日
〃
一十月廿一日
〃
一十月廿二日
〃
一十月廿三日
〃
一十月廿四日
〃
一十月廿五日
〃
一十月廿六日
〃
一十月廿七日
〃
一十月廿八日
〃
一十月廿九日
〃
一十月晦日
〃
一十一月朔日
〃
一十一月二日
〃
一十一月三日
〃
一十一月四日
〃
一十一月五日
〃
一十一月六日
〃
一十一月七日
〃
一十一月八日
〃
一十一月九日
〃
一十一月十日
〃
一十一月十一日
〃
一十一月十二日
〃
一十一月十三日
〃
一十一月十四日
〃
一十一月十五日
〃
一十一月十六日
〃
一十一月十七日
〃
一十一月十八日
〃
一十一月十九日
〃
一十一月廿日
〃
一十一月廿一日
〃
一十一月廿二日
〃
一十一月廿三日
〃
一十一月廿四日
〃
一十一月廿五日
〃
一十一月廿六日
〃
一十一月廿七日
〃
一十一月廿八日
〃
一十一月廿九日
〃
一十一月晦日
〃
一十二月朔日
〃
一十二月二日
〃
一十二月三日
〃
一十二月四日
〃
一十二月五日
〃
一十二月六日
〃
一十二月七日
〃
一十二月八日
〃
一十二月九日
〃
一十二月十日
〃
一十二月十一日
〃
一十二月十二日
〃
一十二月十三日
〃
一十二月十四日
〃
一十二月十五日
〃
一十二月十六日
〃
一十二月十七日
〃
一十二月十八日
〃
一十二月十九日
〃
一十二月廿日
〃
一十二月廿一日
〃
一十二月廿二日
〃
一十二月廿三日
〃
一十二月廿四日
〃
一十二月廿五日
〃
一十二月廿六日
〃
一十二月廿七日
〃
一十二月廿八日
〃
一十二月廿九日
〃
一十二月晦日

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

一九月之内

〃 義和会利金取立帳

〃 金弐拾両

大森保清書翰

御保清殿 清兵衛

御和尚様 清兵衛

〃 金弐拾両

一日之内

〃 延原文蔵同道

〃 金弐拾両

一日之内

〃 諏訪屋久兵衛

国立国会図書館　タイトル『惣目録』 請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

一二月廿日
〃 菊御進度御用ニ付清
一二月朔日
〃 今朝御屋敷ニ而
一二月三日
〃 義助御屋敷ニ而
一二月七日
〃 松平隆助殿ニ而
一二月十日
〃 二ノ丸ニ而御能之節
一二月十三日
〃 今朝水風呂ニ而
一二月廿日
〃 御屋敷ニ而
一二月廿七日
御屋敷ニ而

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

〃惣高百俵ニ被加候事

一弐人扶持

一弐人分

一金弐百両ニ被加候事

一弐人分

〃御蔵米百俵ニ被加候事

一弐人分

〃御蔵米百俵ニ被加候事

一弐人分

〃御蔵米百俵

一日晴

〃 朝早々

〃 新兵衛中村

〃 中島清兵衛利助

二三日半雨

〃 今朝洞海湾

〃 今朝出立

二三日曇

〃 今朝出立

〃 日雨

〃 今朝出立

日大雨

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

一日晴
〃 御米蔵ニ而御米請取
〃 晴
〃 町奉行ニ而御呼出
一雨
〃 御勘定人数御蔵ニ而御米請取
〃 晴
〃 〃
〃 〃
〃 〃

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

一日之

〃 對客之事

〃 日次之

〃 一献之式之事

〃 日侍

〃 公家之和歌之事

二月之

〃 一献之式之事

〃 日侍

〃 俳諧之事

〃 大名之参賀之事

〃 日侍

〃 公家之歌会之事

〃 日侍

〃 俳諧之事

一日之

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

〃 [illegible]
〃 六月廿日
〃 [illegible]
〃 六月廿日
〃 [illegible]
〃 [illegible]
〃 [illegible]

〃七月廿日
〃今年組合惣会ニ付
〃八月廿日
〃議判用紙弐枚ニ付
〃廿日
〃西条御役所ニ而御用ニ付
〃廿日
〃御用ニ付
〃廿二日
〃廿九日
〃御用ニ付
〃廿日
〃晦日ニ付
〃廿日
〃重蔵ニ相談ニ付
〃廿日
〃八月朔日
〃議判ニ付
〃八月二日
〃新居浜ニ付
〃廿日

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

〃 九月廿二日

〃 御使者御口上之覚

〃 廿三日

〃 吉村高右衛門宿へ御使者

〃 廿四日

〃 朝之内雨降夕方より晴

〃 廿五日

〃 朝之内雨降夕方より晴

〃 廿六日

〃 朝之内雨降夕方より晴

〃 廿七日

〃 朝之内雨降夕方より晴

〃 廿八日

〃 朝之内雨降夕方より晴

〃 廿九日

〃 朝之内雨降夕方より晴

〃 晦日

〃 朝之内雨降夕方より晴

十月大

〃 朔日

〃 朝之内雨降夕方より晴

〃 二日

〃 朝之内雨降夕方より晴

〃 三日

〃 朝之内雨降夕方より晴

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

〃十月九日
〃御用ニ付御届ケ之事
〃日次之事
〃御家督ニ付一統之事
〃十一月朔日
〃二条遣之事
〃日次之事
〃新暦月次ニ遣御届之事
〃日次之事
〃御家督ニ付御届之事
〃日次之事
〃御用ニ付御届ケ之事
〃日次之事
〃御家督ニ付一統之事
〃日次之事
〃御用ニ付御届ケ之事
〃日次之事
〃御家督ニ付一統之事
〃日次之事

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』 請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

〃十一月廿日
〃廿一日
〃廿二日
〃廿三日
〃廿四日
〃廿五日
〃廿六日
〃廿七日
〃廿八日
〃廿九日
〃卅日

〃 二日
〃 三日
〃 四日
〃 五日
〃 六日
〃 七日
〃 八日
〃 九日
〃 十日

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』 請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』 請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』 請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』 請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』 請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

823
51
22

国立国会図書館　タイトル『惣目録』 請求記号 WA1-6-22

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『惣目録』　請求記号 WA1-6-22

ガラス使用